

## 5. 各手当関係

### 《特別障害者手当》

身体・知的・精神に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に特別障害者手当を支給します。

対 象 者：次の(1)~(4)のいずれかに該当する方

- (1) 視覚・聴覚・両上肢・両下肢・体幹・精神（知的）・内部（心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液など）のいずれか2つに特に重度の障害がある方  
※内部障害が重複している場合を除きます。
- (2) 両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障害（1・2級）があり、日常生活動作（上半身と下半身の動作をあわせて評価）がきわめて困難である方
- (3) 特に重度の内部機能障害があり、長期にわたり絶対安静の方
- (4) 特に重度の知的障害・精神障害または認知症等で、日常生活において常に特別な介護が必要な方

支 給 額：月額 30,450円（R8年度）

支 給 月：毎年4回（2月・5月・8月・11月）に分けて銀行口座に振り込みます。

手 続 き：所定の診断書、年金証書の写し、当該年度の年金額がわかるもの、受給対象者の銀行の口座番号がわかるもの、マイナンバーなどが必要です。

支 給 制 限：受給対象者及びその扶養義務者の所得により、支給制限があります。また、施設に入所している方、病院又は診療所に継続して3カ月を超えて入院している方は受給できません。

※診断書の内容により認定の判断を行うため、認定却下になる場合もあります。

### 《障害児福祉手当》

身体・知的・精神に重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の方に障害児福祉手当を支給します。

対 象 者：次の(1)~(3)のいずれかに該当する方

- (1) 特に重度の身体障害または知的障害、精神障害があり、日常生活において常時介護を必要とする方
- (2) 特に重度の内部機能障害があり、長期にわたり安静を必要とする病状で、日常生活において常時の介護を必要とする方
- (3) 重度の身体障害・知的障害・精神障害が重複する方で、日常生活において常時介護を必要とする方

支 給 額：月額 16,560円（R8年度）

支 給 月：毎年4回（2月・5月・8月・11月）に分けて銀行口座に振り込みます。

手 続 き：所定の診断書、受給対象者の銀行口座がわかるもの、マイナンバーなどが必要です。

支 給 制 限：受給対象者及びその扶養義務者の所得により、支給制限があります。また、障害を支給理由とする年金給付を受けている方、施設に入所している方は受給できません。

※診断書の内容により認定の判断をするため、認定却下になる場合もあります。

## 《特別児童扶養手当》

精神又は身体に障害のある20歳未満の児童を養育している方に支給される手当です。

対 象 者：日本国内に住所があり、精神又は身体に中度以上の障害のある児童を監護している父又は母、もしくは父母に代わって児童を養育している方。

支 給 額：1級（重度障害児）1人につき月額58,450円（R8年度）

2級（中度障害児）1人につき月額38,930円（R8年度）

支 給 月：毎年3回（4・8・11月）に分けて申請者の銀行口座に振り込みます。

支給制限：以下の事由が生じた場合は対象となりません。

- (1) 児童が児童福祉施設に入所しているとき
- (2) 児童が障害を事由とする公的年金を受けることができるとき
- (3) 受給者、配偶者及び扶養義務者の所得が一定以上あるとき

※詳しくは子育て健康課へお問い合わせください。

## 《心身障がい者扶養共済制度》

障害のある方の保護者が加入者となり月々の掛け金を納付することで、保護者が死亡した場合もしくは重度の障害者になった場合に、障害のある方に終身月額20,000円（1口）の年金が支給されます。2口まで加入できます。

加入対象者：次のいずれにもあてはまる方

- (1) 保護者が4月1日現在65歳未満であること
- (2) 特別の疾病や傷害がないこと（告知書による審査があります。）
- (3) 青森県に住所があること

障害者の範囲：次のいずれかにあてはまる方で、将来独立して自活することが困難であると認められる方

- (1) 知的障害の判定を受けられた方
- (2) 身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級に該当する方
- (3) 精神または身体に永続的な障害のある方（精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が①または②の者と同程度と認められる方

掛 け 金：1口あたり月々9,300～23,300円（加入者の加入時年齢により金額は異なります。）

掛金の減免：青森県では掛金の納付が困難な方に対して掛金の減免を行っています。

手 続 き：障害者手帳または障害証明書、加入者及び障害者の住民票などを持って福祉課窓口で申請してください。